

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(専門委員及び臨時委員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(委員長への委任)</p> <p>第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>(重要な財産)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(県の出資等に係る重要な財産)</u></p> <p>第2条 <u>法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上の財産その他知事が必要と認める財産とする。</u></p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(専門委員及び臨時委員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(委員長への委任)</p> <p>第8条 <u>第3条</u>から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>(重要な財産)</p>

第8条 [略]

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。